

令和6年 第1回 高鍋町農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年 1月29日(月) 午後2時00分開会
2. 開催場所 高鍋町役場 第3会議室
3. 出席委員 農業委員 7名  
農地利用最適化推進委員 6名

農業委員

- |           |          |          |
|-----------|----------|----------|
| 1番 橋口 昌央  | 2番 幸妻 正浩 | 3番 上野 光正 |
| 5番 松井 正一郎 | 6番 永友 薫  | 7番 坂元 洋子 |
| 会長 坂本 弘志  |          |          |

農地利用最適化推進委員

- |          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 1番 宮越 美秋 | 2番 久保田 伸博 | 3番 山本 浩司 |
| 5番 小原 拓也 | 6番 赤澤 克俊  | 8番 永友 定己 |

4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 1名 7番 坂本 幸

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員及び会議書記の指名
- 第2 会期の決定(別記のとおり)
- 第3 諸報告
- 第4 議案第1号 農地移動適正化あっせん事業について
- 第5 議案第2号 農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について
- 第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第7 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第8 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について
- 第9 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について
- 第10 議案第7号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について
- 第11 議案第8号 令和6年度高鍋町農作業料金(参考)の承認について

6. 事務局職員 事務局長 杉 英樹 事務局長補佐 小澤 宏之  
係長 金城 朋子 主査 大嶋 昌子

(開会14時00分)

[事務局]

それでは、会の進行を坂本会長、よろしく願いいたします。

[議長]

ただいまから令和6年第1回高鍋町農業委員会総会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、農業委員は7名が出席です。

農業委員会等に関する法律、第27条第3項の規定により、総会は成立しております。

農地利用最適化推進委員は、6名が出席です。

なお、欠席の7番、坂本幸推進委員からは、ただいま欠席ということになりました。

本日は農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定に該当する案件がございます。

議案討論の際に申しあげますので、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

日程番号1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

高鍋町農業委員会会議規則第12条第1項の規定による議事録署名委員につきましては、議長指名とさせていただきます。

本日の議事録署名委員には、1番、橋口昌央委員、2番、幸妻正浩委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の小澤宏之局長補佐を指名いたします。

日程番号2、会期の決定につきましては、別記のとおり本日1月29日の1日間といたします。

日程番号3、諸報告を事務局に求めます。

[事務局]

はい。事務局でございます。2ページを御覧ください。

まず、1月の業務報告について、でございます。

4日に、「令和6年仕事始め式」が行われております。

5日に、「地域計画に係る農業政策課との協議（第5回）」を行っております。

11日に、「女性農林漁業者ネットワーク交流会」が開催されております。

16日に、「西都児湯管内市町村農業委員会事務局長会議」が開催され、令和6年度の農作業料金等の協議が行われました。この会の結果が、本日の議案第8号に提案されておりますので、よろしく申し上げます。

同じく16日から18日まで、全国農業会議所の支援をうけまして「農業委員会サポートシステムにおける住基・固定台帳との照合作業」を行っております。

23日に、「農地買入協議（特例事業）」を行っております。

1月の総会関係でございますが、

22日に現地調査を行い、本日29日が総会となっております。

なお、総会終了後には、引き続き、「高鍋町農業経営改善等対策会議」が開催されますので、よろしく願いいたします。

続きまして、2月の業務計画でございます。

1日に、「農業委員会サポートシステム操作研修」を行います。

7日に、「高鍋町議会臨時会」が開催されます。

13日に、「市町村農業委員会事務局長会議」が県の方で開催されます。

22日に、「みやざき農業委員会女性ネットワーク令和5年度第2回研修会」が開催されます。

26日に、「児湯農業改良普及事業推進協議会第2回幹事会」が開催されます。

2月の総会関係でございますが、21日に、現地調査、29日に、総会を行うこととしております。よろしく願いいたします。

#### [事務局]

3ページをご覧ください。

県進達経過報告を申しあげます。令和5年12月26日、農業委員会総会承認分です。

農地法第4条、〇〇〇〇さんの住宅敷地、車庫、従業員駐車場の件は、1月11日付で許可となっております。

農地法第5条、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんの〇〇敷地の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの一般個人住宅建設の件、〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、〇〇〇〇さんの一般個人住宅建設の件は1月11日付で許可となっております。

以上です。

[事務局]

4ページをお開きください。

農地法第3条の3の規定による届出書についてです。

1番 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番  
畑 800㎡ 他15筆

2番 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*\*  
田 2,360㎡

5ページになります。

3番 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*  
田 1,102㎡ 他4筆

4番 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*  
田 538㎡ 他10筆

5番 ○○○○ 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*  
田 984㎡ 他5筆

計5件となっております。

5番につきましては、大字○○字○○\*\*\*\*番\*について、議案第1号に関連しております。ご確認ください。

[事務局]

はい、6ページをお開きください。

農地法第18条第6項の規定による通知についてです。

1番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 田  
賃貸人 ○○○○ 賃借人 ○○○○

2番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 畑 他2筆  
賃貸人 公益社団法人 宮崎県農業振興公社 賃借人 ○○○○

本日の議案第7号に関連しております。

続きまして、7ページをお開きください。

合意解約届出書についてです。

1番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\* 畑 他1筆  
使用借受人 ○○○○ 使用貸渡人 ○○○○

本日の議案第7号に関連しております。以上です。

[議長]

ただいまの報告、2ページから7ページについて、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問等がないようですので、以上で諸報告を終わります。

[議長]

日程番号4、議案第1号「農地移動適正化あっせん事業について」を議題とします。

農地移動適正化あっせん事業実施要領9のアの規定による申し出について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。8ページをお開きください。

議案第1号、農地移動適正化あっせん事業についてです。

1番 令和5年12月25日 貸渡の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\*

畑 1, 549㎡ 他1筆

2番 令和6年1月5日 貸渡の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\*

畑 17, 189㎡

3番 令和6年1月5日 貸渡の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\*

田 782㎡ 他1筆

4番 令和6年1月12日 売渡の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\*

畑 4, 033㎡

5番 令和6年1月15日 売渡の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番

田 993㎡ 他1筆

6番 令和6年1月15日 売渡及び貸渡の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\*

畑 971㎡

7番 令和6年1月17日 売渡の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番4

田 636㎡

8番 令和6年1月17日 貸渡の申出です。

申出者 ○○○○

農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*\*番\*

畑 12,587㎡

申出のそれぞれの地図について、9ページから34ページに記載しております。以上、この申出につきまして、あっせん委員の指名をお願いいたします。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、あっせん委員の指名をいたします。

1番 貸渡申出 担当委員 6番 赤澤 克俊 推進委員  
順番委員 8番 永友 定己 推進委員

2番 貸渡申出 担当委員 7番 坂本 幸 推進委員  
順番委員 1番 宮越 美秋 推進委員

3番 貸渡申出 担当委員 3番 山本 浩司 推進委員  
順番委員 2番 久保田伸博 推進委員

4番	売渡申出	担当委員	6番	赤澤 克俊	推進委員
		順番委員	3番	山本 浩司	推進委員
5番	売渡申出	担当委員	1番	宮越 美秋	推進委員
		順番委員	5番	小原 拓也	推進委員
6番	売渡及び貸渡申出				
		担当委員	5番	小原 拓也	推進委員
		順番委員	8番	永友 定己	推進委員
7番	売渡申出	担当委員	7番	坂本 幸	推進委員
		順番委員	1番	宮越 美秋	推進委員
8番	貸渡申出	担当委員	3番	山本 浩司	推進委員
		順番委員	2番	久保田伸博	推進委員

よろしく申し上げます。

[議長]

日程番号5、議案第2号「農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。35ページをお開きください。

議案第2号「農地法第3条の規定による買受適格証明書の交付について」です。本案件につきましては、一ツ瀬土地改良区の滞納処分による購買案件となっているものであります。

入札の期日は、令和6年2月6日となっております。

農地が購買に出された場合、この農地を取得するため、公売に参加するには、買受適格証明書が必要となります。購買物件であっても、落札されたものは、農地法の規定による許可を得ることが必要となります。

このため、本案件につきましては、農地法第3条の許可基準に照らし合わせ、買受適格証明の申請人が、許可要件を満たしているかどうかをここで審査していただくものでございます。

また、買受適格証明書の交付を受けたものが、最高価申込者または次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度、総会で審議を行わず、許可することによろしいかを合わせて審議いただくこととなります。

それでは説明いたします。

1 番 申請地 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 畑 2, 130㎡

申請人 〇〇〇〇

取得目的は、農地として利用するものです。

担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

1 番

[1 番]

はい。1 番、説明いたします。

今回の案件は、一ツ瀬土地改良区の入札に参加するため、買受適格者であることの証明を受けるべき、〇〇町の〇〇〇〇さんが願い出た案件でございます。

〇〇〇〇さんは、農作業歴4年でありながら、〇〇町の認定農業者で〇〇〇〇と3人で、水稻、甘藷、大根等を栽培されている方です。

機械等も十分に備えられて、規模拡大のために畑を購入したいということです。

37ページをご覧ください。〇〇の南側にあり、〇〇畑が横にあり、3筆が一面に整地されており、現在はイタリアンが土壌改良のため栽培されています。

申請地は、3筆の中のいちばん東側の2, 130㎡の畑となります。

〇〇〇〇さんは、現在、主に〇〇町と〇〇地区において、露地野菜を栽培されており、問題はないものと私は考えております。皆様のご審議のほどをよろしくお願い申し上げます。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。39ページをお開きください。農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考え

えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり、買受適格証明書を交付し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり、買受適格証明書を交付することに決定し、申請者が最高価申込者又は次順位買受申込者となり、その後、売却決定がなされ、落札者となって、農地法第3条の許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めるときを除き、再度総会で審議を行わず、許可することに決定いたしました。

[議長]

日程番号6、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。40ページをお開きください。

議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」です。

1番 3条有償移転

農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 2, 453㎡ 他5筆 計6, 653㎡

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

この件につきまして、担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

はい。私が担当委員になりますので、この場から説明させていただきます。

1 番の案件について説明します。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの3条有償移転です。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへ、田を買ってもらえないかと相談があり、〇〇〇〇さんも、お米の規模拡大を考えており、話がまとまったそうです。

場所は42ページをご覧ください。青い字で書かれている〇〇公民館から南西の方向に50mから200mほど行ったところの間に、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*、\*\*\*\*番\*の5筆があります。赤くくくってあるところがございます。

そして、\*\*\*\*番\*は、〇〇南側にあります。

すべての農地において、耕運され適切に管理されてきました。

〇〇〇〇さんは、ハウスでミニトマト、水稻を栽培される認定農業者です。

売買価格は、10a当たり〇〇〇〇円です。

よろしく審議をお願いします。

推進委員から補足することがありましたらお願いします。

推進委員1番。

[推進委員1番]

はい、推進委員1番。

坂本会長の説明に、なんら付け加えることはございません。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい、47ページをお開きください。

農地法第3条調査書をつけております。農地法第3条第2項各号に該当していないため、許可要件を満たしていると考えられます。

本件の権利取得により、周辺の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないものと考えられます。以上です。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問のないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。  
よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

[議長]

日程番号7、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。48ページをお開きください。  
議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字○○字○○\*\*\*\*番\*  
登記地目 畑 現況 雑種地 面積 675㎡

申請人 ○○○○

転用目的は、農業用倉庫及び資機材置場です。  
担当の委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明させていただきます。

50ページを開いてください。地図があると思いますが、この地図の右側には写っておりませんが、県道○○線が走っております。

○○から西に入り、○○の北裏に、今回の申請地があります。

申請者の○○○○さんは、水稻栽培をしながら、○○もされております。

53ページをご覧ください。申請者によると、平成16年頃、今回の申請地に、25㎡ほどの堆舎を設置し、空きスペースに堆肥をまく機械やトラクター等を置いて、使用してきました。

その後、平成26年頃に、新たに苗床用のビニールハウスと農業用資材倉庫を設置しております。ビニールハウスには現在、農業用の資材置場として利用しているとのこと。

この度、農地転用違反であることの指摘を受け、無断転用の認識をした次第です。指摘を受けるまでは、農業用施設として利用していたので、無断転用になる

とは認識出来ずに、これまで使用してきました。ということで、始末書が添付されております。

また、当該申請地を選定するにあたり、他に候補地がないかを検討しましたが、申請地は、居住地の近隣地であることから、農業機械及び農業用資材等の管理が効率的に行えること、現在申請地に堆肥置場及び、倉庫等を設置しており、新たな場所に、それらを設置することとなれば、設置費用対応及び土地代、申請場所になります、既存の建造物等解体費用代だけでも、相当の経済的負担が大きいことなどを考えると、当該申請地が適地と判断されたようです。

雨水処理については、自然浸透です。北側には側溝も入っており、浸透できない場合は、雨水が流れても問題ないこと、農業政策課に確認済みです。

西隣の畑との高低差もありませんし、仮に問題が発生したとしても、立地耕作者は親族でもあり、その都度対応するというものを、その他、害が発生したら、その都度対応するというので合意が取れております。

今後とも現状変更がなく同様に利用したいということであり、問題が生じた時には責任を持って対処するとの申請書に確約がありましたので、問題ないと判断したところであります。以上で説明を終わります。是非、どうぞよろしくお願い致します。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、1種農地ですが、転用目的が農業施設に該当し、転用対象です。申請地はすでに、転用目的の使い方をされており、追認案件です。

本案件については、49ページから51ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

52ページは申請地の北側の公図です。

53ページは配置図で54ページは設置されている物の平面図です。

申請地は、埋蔵文化財包蔵地ですが、新たな工事は無いため、手続きは要しないということを町の社会教育課で確認済みです。

追認申請のため、新規工事はなく費用の発生もありません。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。48ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\* 他1筆

登記地目 宅地・畑

現況 畑 合計面積 520.11㎡

申請人 〇〇〇〇

転用目的は、倉庫及び農業用倉庫敷地です。

担当の委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

1番。

[1番]

はい。1番、説明します。

56ページをお開きください。

この地図の右側奥が、〇〇になります。

申請者の〇〇〇〇さんは、近年では、〇〇栽培を生業にされている認定農業者です。

この度、別件で自宅敷地としている土地の一部に法定外公共物、つまり道があることが判明したため、その除外について、土地家屋調査士に相談していたところ、農地法に違反している状態であることの指摘を受け、今回の申請をさせていただきます。

59ページをご覧ください。申請人の〇〇〇〇さんは、40年ほど前に当時〇〇場として建設した〇〇、この倉庫と書かれているところになります。

現在は自宅用倉庫として、またあわせて、農業用の農機具の保管場や収穫出荷作業場として利用していますが、この建物の一部が自己所有の農地です。

\*\*\*\*番\*の畑や、公図上の道に越境していることが判明、倉庫のこの右上部分の三角部分になるところです。

さらに\*\*\*\*番\*の宅地上にあるビニールハウスの東端部分の農地へ越境しており、この土地は、登記地目は宅地であるものの、以前は育苗用ビニールハ

ウスとして使っていたため、農地台帳に農地として登録されており、本来転用許可を得て農業用倉庫として利用すべきところを、無断で使用している状態であることも、あわせて判明したものです。

そこで、今回の申請はこれらの違法状態を是正するべく、自己所有の農地\*\*番\*\*が農機具用倉庫の敷地の一部として利用している部分を分筆。これを\*\*\*\*番\*\*とし、農地台帳の農地であるための転用許可が必要である宅地\*\*\*\*番\*\*と合わせて、本件申請するものです。

また、倉庫敷地の一部となっていた公図上の道については、当該部分を分筆し、申請人所有の宅地として、払い下げ手続きを完了しております。

本件は、新たな造成工事はないため、土砂等の新たな流出はありません。

また、生活排水、雨水等発生はなく、雨水は現状通り自然浸透により排出し、余剰水は自然流下及び埋設管を通して、申請地南側の用水路へと自然流下により排出します。

万一問題が生じた場合には責任を持って対処すると、申請書に書かれております。

今回農地に関する各種法令に対する不知が招いたこととはいえ、違反状態を是正するべく農地への復旧後に、農地の転用許可の申請をしなければいけないところですが、農地への復旧するための工事費用を捻出することは困難であること、また許可後は引き続き、現状のまま既存の設備を利用する予定であることや、今後、認識を改め、以後このようなことがないよう法令を厳守します、ということで、始末書が出されております。以上で説明を終わります。どうぞよろしくご審議お願いいたします。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、1種農地ですが、転用目的が農業施設と既存の施設の拡張に該当し、転用対象です。

申請地はすでに、転用目的の使い方をされており、追認案件です。

今回の申請は、既設の倉庫等の敷地として利用するもので、他の土地で代替できず、移設を検討するも周辺土地はおおむね農振農用地であるため、利用可能な土地をみつけることが出来ないということが、申請書に記載があり、転用はやむをえないと考えます。

本案件については、55ページから58ページにそれぞれの図に、申請地の位

置を示しております。59ページは配置図です。

こちらの申請地も、埋蔵文化財包蔵地ですが、新たな工事は無いため、手続きは要しないということを町の社会教育課に確認済みで問題はないと考えます。

\*\*\*\*番\*の方は一ツ瀬川土地改良区の受益地であったため、転用について、一ツ瀬川土地改良区の同意書が添付されており、問題はないと判断します。

こちらにも追認申請のため、新規工事はなく費用の発生もありません。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号8、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」を議題とします。

1番の案件について、事務局より、議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい、事務局です。60ページをお開きください。

議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書承認について」

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目 畑 現況 雑種地 面積 130㎡

所有権移転です

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、露天駐車場です。

担当の委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番、説明いたします。

この案件は、〇〇〇〇様から〇〇〇〇様への露天駐車場を目的とする所有権移転でございます。

場所につきましては、62ページをご覧ください。〇〇の前の道路を〇〇の方面に行きますと、〇〇がございますが、〇〇の手前を北の方向、左奥を回っていきますと、〇〇というのがあります。

〇〇のすぐ北側でございます。

場所はすでに盛土がされていた状態でございます。

始末書が添付されております。平成28年にお父様から相続をした際に、昨年の10月頃から、〇〇〇〇様より露天駐車場として申請地を買いたい、という申し受けがあったそうです。

手続き始めたところ、無許可で畑に盛土が行っているということがわかりまして、本人は知らなかった、という内容の始末書が添付されております。

土地代が〇〇〇〇円。建設費につきましては、構造物ありませんので、〇〇〇〇円ということで、銀行の方に借り入れをして払うということです。

雨水の対策については、地下浸透されるようになっております。

汚水は水道設備がないため、発生いたしません。

土砂の対策につきましては、もう既に早くから盛土がされていた関係で、土地が固まっているという状況でございますので、土砂の流出はありませんと記載されております。

万が一、汚水、土砂対策に関して、問題が発生した際には、当方によって責任を持って対処いたします、と記載されております。よろしく申し上げます。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。

申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種住居地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

始末書の補足をさせてもらいますと、譲渡人の父親が、昭和55年頃の〇〇の建設の際に、申請地と〇〇の間に町道が整備され、その際に畑との段差解消するために、盛土を行ったということで、お父様が農地法に詳しくなく、農地法に違反してきたことを反省しているということが書かれておりました。

今回の申請は、譲受人の家族や来客の車の駐車場が不足しており、その解消のための申請ということで、転用はやむを得ないと判断します。

本案件につきまして、61ページから63ページにそれぞれ申請地の位置を

示しております。64ページは配置図です。

資金については、土地代を自己資金で賄うということで、費用を満たす残高のある金融機関の通帳の写しが添付されており、資金について問題はないと考えます。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。60ページにお戻りください。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

登記地目・現況 田 面積 410㎡

所有権移転です

譲渡人 〇〇〇〇

譲受人 〇〇〇〇

転用目的は、一般個人住宅建築です。

担当委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

2番。

[2番]

はい。2番、説明いたします。

この案件は、〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、一般個人住宅建設を目的とする所有権移転でございます。

場所は66ページをご覧ください。真ん中のちょっと斜めに大きい道路がありますが、これが〇〇の前の通りでございます。北方面に行きますと〇〇というのがあります。

〇〇の手前を左折していただいて、200mほど行きますと、左側に申請地があります。

申請地はすでに住宅街でありまして、南側東側西側はすでに住宅が建っております。雨水等の流出はないと思われま

す。もしあった場合は、北側の道路の方に出すということでもあります。

雨水は道路側溝に流すということでございます。

生活排水につきましては、公共下水道の方に接続ということ

です。万一問題が発生した場合には、当方で責任を持って対処するということ

でございます。なおこの場所は、〇〇水利組合の管轄でありまして、〇〇水利組合の同意書が添付されております。

資金につきましては、土地代が〇〇〇〇円、建築費が〇〇〇〇円。合計〇〇〇〇円を借り入れということで、金融機関の証明も添付されております。以上です。

[議長]

事務局から補足することがありましたらお願いします。

[事務局]

はい。申請地は、都市計画区域で用途区域が第1種低層住居専用地域に定められた区域にある農地であることから、第3種農地となります。

予てより持家建設を計画しており、資金の目処が立ったということで申請をされております。

本案件につきましては、65ページから67ページのそれぞれの図に申請地の位置を示しております。

68ページは配置図と間取り図です。説明は以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

日程番号9、議案第6号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

まず、所有権移転です。

1 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。69ページをお開きください。

1 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 1, 237㎡

所有権を移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当の推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償の所有権の移転です。

〇〇〇〇さんは、認定農業者で〇〇農家をされております。

申請地は、〇〇地区の〇〇〇〇さんの〇〇の南側の農地で1, 237㎡の畑です。

現地を見ましたところ、畑は今は荒れておりました。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

ただ今説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって本件は、原案のとおり決定いたしました

[議長]

2 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番  
田 他5筆 計4,968㎡  
所有権を移転する者 〇〇〇〇  
所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇  
担当の推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは、甘藷や水稻等の栽培をされている認定農業者であります。

申請地は、〇〇地区の〇〇から西へ300mほど行った6筆の水田です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてある状態でした。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

すみません、これは反当ですか。総額ですか。

[推進委員6番]

総額です。

[議長]

はい。

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって本件は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 他5筆 計3,011㎡

所有権移転する者 〇〇〇〇

所有権の移転を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの有償移転です。

〇〇〇〇さんは、先ほど説明した認定農業者であります。

申請地は、〇〇地区の公民館から北へ5、600mほど行った、6筆の水田です。

現地を確認したところ、ロータリーがかけてある状態でした。

価格は〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい、どうぞ。

[2番]

はい。2番、申し添えさせていただきたいと思います。

10a単価にしますと、〇〇〇〇円、〇〇〇〇円とか、そのぐらいの単価で今度、私たちの地域から出てくるわけなのですが、これは補助整備に関わる案件でございまして、15%ほど減歩があるということでございますので、減歩率が10a単価に反映されていることをご認識をお願いいたします。以上です。

[議長]

はい。その他何か質問ございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

[議長]

次に、利用権設定です。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。71ページになります。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 821㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員2番。

[推進委員2番]

はい。2番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借の更新です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、水稻、キャベツ、白菜を生産されております。

申請地は〇〇で、10号線の〇〇と〇〇の間を北へ約200m進んだところから左折して、西へ80mぐらい入った農地です。

現地を確認したところ、水稻の株がそのままある状況でした。

借賃は10a当たり〇〇〇〇円で、期間は1年間ということです。

以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

[議長]

日程番号10、議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」を議題とします。

利用権設定です。

1番から7番まで、7件の案件について、順次、説明をおこなった後に、一括して採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

それでは、異議がないようですので、順次、説明をおこなった後に、一括して採決することといたします。

1番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。72ページをお開きください。

議案第7号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積等促進計画の承認について」です。

1番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 555㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明させていただきます。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は〇〇さんから南東の方に、300mほど先にある農地です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。

現地を確認したところ、〇〇が植えてある状態でした。

10aあたり賃借料は〇〇〇〇円で、期間は5年ということです。以上です。

[議長]

2番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

2番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
畑 916㎡ 他3筆 計6,699㎡  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇  
担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員3番]

はい。3番、説明いたします。

〇〇〇〇さん他2名から、〇〇〇〇さんへの農地中間管理事業での利用権設定です。

申請地は〇〇さんから、東側へ50mほど進んだ右側と、そこから100mほど進んだ左側の農地です。

耕作者は〇〇〇〇さんです。

農地を確認したところ、〇〇が植えられている状態でした。

10a当たりの賃借料は〇〇〇〇円で、期間は5年ということです。以上です。

[議長]

3番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

3番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*  
田 1,629㎡  
利用権を設定する者 〇〇〇〇  
利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇  
担当推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員3番。

[推進委員 3 番]

はい。3 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの中間管理事業での利用権設定です。

申請地は、〇〇地区の国道 10 号線を〇〇方面向かい、左手に〇〇がございます。そこを過ぎて 300 m ほど進んだところを左折しまして 15 m ほど進んだ左側の畑です。

耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんで、ズッキーニや水稻を生産されています。

該当農地では、ズッキーニを生産される予定です。

現地を確認したところ、耕運されている状態でした。

10 a 当たりの賃借料は〇〇〇〇円、期間は 5 年ということです。

以上です。

[議長]

4 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

4 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 4, 437㎡ 他 1 筆 計 15, 412㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 6 番。

[推進委員 6 番]

はい。6 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借です。

〇〇〇〇さんは、〇〇町にある会社で、〇〇等を生産されています。

申請地は、〇〇地区の〇〇入口前の畑になります。

現地を確認したところ、〇〇が植えてありました。

それと\*\*\*\*番\*は、〇〇入口から東へ 200 m ほど行った農地になります。

現地を確認したところ、手つかずの状態です。

該当農地でも飼料を生産される予定ですが、1年間は農地の整備を行うとのことです。

期間は1年間ということです。以上です。

[議長]

5番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

5番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 3,500㎡ 他2筆 計8,896㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員より、ご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員6番。

[推進委員6番]

はい。6番、説明いたします。

〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さんとの利用権貸借です。

〇〇〇〇さんは認定農業者で、甘藷や大根等の栽培をされています。

申請地は、〇〇地区の〇〇から北西へ300mほど行った農地です。

現地を確認したところ、プラスチックカーリフターがかけてある状態でした。

借賃は1反当たり〇〇〇〇円。期間は2年11か月ということです。以上です。

[議長]

6番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

6番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

田 985㎡ 他11筆 計12,389㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明お願いいたします。

[議長]

推進委員 1 番。

[推進委員 1 番]

はい。1 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから〇〇〇〇さんへの、農地中間管理機構を使っての利用権貸借でございます。

申請地は、まず資料の 1 番上の〇〇の\*\*\*\*番\*と\*\*\*\*、\*\*\*\*番は、もうないのですけども、〇〇の跡地になりますけども、そこから 5 m ほど行くと、左に入る小さい細い道がございます。〇〇に行く道なのですけども、そこを 8 0 m ほど行くと、右側にこの 3 筆が並んでございます。

現状は、綺麗に耕運されていまして。

あとの残りの 9 筆になるんですけども、〇〇と〇〇となっていて、ちょうど小字の境に当たりますが、〇〇を 2 0 0 m ほど北に行くと、私のハウスがございます。そこに横並びに西側の方に、横並びにこの 9 筆がずらっとございます。

ここも現状は、綺麗に耕運がされていまして。

〇〇〇〇さんは、ハウスのミニトマト、早期水稻などを栽培され、また〇〇も経営される認定農業者でございます。

今若手で田んぼを増やししながら、頑張っている青年でございます。

期間は 1 0 年で、賃借料は 1 0 a 当たり 〇〇〇〇円だそうです。以上です。

[議長]

7 番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

7 番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番\*

畑 2 6 m<sup>2</sup> 他 2 筆 計 5, 5 3 1 m<sup>2</sup>

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 〇〇〇〇

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員 8 番。

[推進委員 8 番]

はい。8 番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから農地中間事業を使つての利用権の設定です。

これまでは、〇〇〇〇さんとの農地中間での契約でしたが、申請人を息子さんの〇〇〇〇さんに変更するものです。

申請地は、〇〇地区〇〇から北へ50mほど行った農地です。

耕作者は認定農業者の〇〇〇〇さんで、白菜、キャベツなどを作付けされる予定です。

現地を確認したところ、5,530㎡の畑で、白菜がまだ作付されている状態でした。

期間は1年9か月で、金額は10aあたり〇〇〇〇円ということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

はい、1番。

[1番]

すみません、4番の案件ですが、これは有償でも無償でもなかったのでしょうか。

[議長]

使用貸借です。備考欄の方を見てください。

[1番]

わかりました。すみません。

[議長]

その他、何かありませんか。

それでは、質問もないようですので、採決いたします。

1番から7番まで、7件の案件について、一括して採決することといたします。

1番から7番まで、7件の案件について、原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。よって1番から7番まで、7件の案件については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

次の8番の案件につきましては、「利用権の設定を受ける者」が、橋口昌央委員本人である案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び高鍋町農業委員会会議規則第11条の規定により、橋口昌央委員は、この案件に関する議事に参与することができません。橋口昌央委員は、退室をお願いします。

[橋口昌央 委員 退室]

それでは8番の案件について、事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。

8番 農地の所在 大字〇〇字〇〇\*\*\*\*番

田 770㎡ 他1筆 計3,737㎡

利用権を設定する者 〇〇〇〇

利用権の設定を受ける者 橋口 昌央

担当推進委員よりご説明をお願いいたします。

[議長]

推進委員8番。

[推進委員8番]

はい。8番、説明いたします。

〇〇〇〇さんから、農地中間管理事業を使つての新規の利用権の設定です。

今まで強化法で利用権設定が、今までの利用権の設定が終わりますので、継続での契約を農地中間での契約となります。

申請地は、10号線の元〇〇があったところを東へ400m行って、そこから北へ100m行ったところの農地です。2筆あります。

耕作者は、認定農業者の橋口昌央さんです。

現地を確認したところ、水田で3,737㎡です。

期間は5年で、金額は10a当たり粃で〇〇kgということです。以上です。

[議長]

事務局、担当推進委員の説明が終わりました。

ご意見、ご質問はございませんか。

それでは、質問のないようですので、採決いたします。

本件、原案のとおり決定することに賛成委員の挙手を求めます。  
挙手全員と認めます。  
よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。  
橋口昌央委員は席へお戻りください。

[橋口昌央 委員 入室]

[議長]

続きまして、日程番号11、議案第8号「令和6年度高鍋町農作業料金(参考)の承認について」を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

[事務局]

はい。76ページをお開きください。

議案第8号「令和6年度高鍋町農作業料金(参考)の承認について」です。

この件につきましては、農地法第52条に基づき、情報提供を行うものです。

本案は、1月16日に開催されました、西都児湯管内市町村農業委員会事務局長会議において、協議された結果をもとに作成しております。

昨年からの変更点といたしましては、下から4行目になりますが、一般作業につきまして、最低賃金の改定に伴い、昨年より金額が上がっております。それ以外の変更はありません。

この農作業料金はあくまでも参考であり、圃場の状況等により、当事者間の話し合いで決定すること。

時間賃金は最低賃金法に基づく金額をわかるように表示して、公表することといたしております。以上で説明を終わります。

[議長]

ただいま説明が終わりましたが、ご意見、ご質問はございませんか。

[推進委員1番]

いいですか。

[議長]

はい、どうぞ。

[推進委員 1 番]

この空中防除ドローンの1, 800円というのは、妥当な金額なのですか。まだまだわからないけど、自分も。

[事務局]

妥当かと言われると、もう3年目だから、そのままの金額です。

[推進委員 1 番]

会議のところで、みんな納得しているということですか。

[事務局]

一応了承しているということで、薬剤別でということです。

西都は、米だけ別に料金を定めていたような感じがありましたけど、稲作の分だけ2, 200円で西都はしていますね。あと畑は全部同じです。そのあとの市町村はほぼ同額です。

だいたい基本的には尾鈴公社とかの値段が目安になっている部分と、それぞれラジコンを使っているところを参考に、都城あたりにすると、もっと大きくなって、金額が高くなったりはしているようです。

あとはその機械とか、農地がかさむ、近寄っているところと、上げたり下げたりの差が出るので、そこは話し合いをしてください、という目安でしかないということですね。

[推進委員 1 番]

ヘリコプターの防除も一緒の値段ということですか。

[事務局]

ヘリコプターが減ってきているので、改めて定めての公表はしないということです。

[推進委員 1 番]

はい、わかりました。

[議長]

その他、何か質問ありませんか。

それでは、質問がないようですので、採決いたします。

本件原案のとおり承認することに賛成委員の挙手を求めます。

挙手全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

[事務局]

今の金額については、来月のお知らせの全戸配布のときに、同じように今度はピンクの紙で、全戸配布を実施する予定にしております。以上です。

[議長]

以上で本日の議案の審議、全て終わりました。

これをもちまして、令和6年第1回、高鍋町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 15時16分)